平成２４年（フ）第４０号
島根県浜田市黒川町4134番地
債務者　高橋　廣江
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月22日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第４１号
島根県浜田市三隅町三隅405番地４
債務者　熊本　文枝
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月22日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第９１４１号
埼玉県さいたま市南区沼影１丁目21―16―301
債務者　高橋　淑子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１４９号
埼玉県蕨市南町３丁目５－９―102
債務者　内藤　雅彦
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２１０号
東京都港区台場１丁目３－１―1106
債務者　箕浦　邦子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３０１号
東京都江戸川区南葛西２丁目13―14―317
ビッグラブ21
債務者　石川雄一郎
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３０２号
東京都北区浮間３丁目１番24―1304
債務者　寺島　真一
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３０３号
東京都板橋区西台１丁目12―９―206
債務者　松下　祐二
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３３３号
東京都中野区野方２丁目51―14―101
債務者　鶴田　真規
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３３４号
千葉県習志野市鷺沼２丁目13―12―102
債務者　武藤　真澄
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３３５号
千葉県船橋市西習志野１丁目１－８―301
債務者　新崎　康幸
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３６４号
埼玉県春日部市大場1262―１―206
債務者　中村　　正
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３７７号
東京都八王子市鑓水２丁目82―６―202
債務者　岡　　正喜
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３７８号
東京都八王子市鑓水２丁目82―６―202
債務者　岡　　絢子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３７９号
東京都台東区浅草橋２丁目23―９―401
債務者　藪本　雅子（旧姓笠原）
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部